# 東京国際空港エコエアポート協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会は、東京国際空港エコエアポート協議会(以下「協議会」という。) と称する。

(目的)

第2条 協議会は、東京国際空港内で活動を行う全ての事業者が、環境問題を正しく 理解し、問題認識を共有することにより、環境問題に対し一連の自主的な活動 を行う空港、すなわちエコエアポートを実現することを目的とする。

### (所掌業務)

- 第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の業務を所掌する。
  - (1) 空港環境計画の策定
  - (2) 周辺環境計画の策定
  - (3) 空港環境計画及び周辺環境計画に基づく施策の実施
  - (4) 空港環境計画及び周辺環境計画に基づく施策の達成状況の評価
  - (5) 空港環境計画及び周辺環境計画の実施にあたって、関係者に対し必要と なる教育及び啓発活動
  - (6) その他エコエアポートを推進するために必要となる業務

## (構成員)

- 第4条 協議会は、会長及び委員をもって構成する。
  - 2. 会長は東京国際空港長とする。
  - 3. 委員は別紙「協議会委員」のとおりとする。
  - 4. その他会長が特に必要と認めた場合は、協議会の議決を経て委員とすることができる。

#### (協議会)

- 第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集し主催する。
  - 2. 協議会は、第3条に定めるものの他、次の事項を審議し決定する。
  - (1) 規約の改廃に関すること
  - (2) 協議会の運営に関すること
  - (3) その他重要事項に関すること
  - 3. 協議会の議決は多数決による。
  - 4. 会長は、必要があると認めた場合、委員以外のものを協議会に参加させることができる。

#### (部会の設置)

- 第6条 協議会の業務を円滑に推進するため次の部会を置く。ただし、周辺環境部会は当面の間設置しないこととする。
  - (1) 空港環境部会
  - (2) 周辺環境部会
  - 2. 空港環境部会においては、第3条(1)並びに同(3)、(4)、(5)及び(6) における空港環境計画に係る事項について検討、協議する。
  - 3. 周辺環境部会においては、第3条(2)並びに同(3)、(4)、(5)及び(6) における周辺環境計画に係る事項について検討、協議する。
  - 4. 部会は、必要に応じて、W/Gを置くことができる。
  - 5. 各部会に関して必要な事項は、各部会において別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を東京空港事務所総務部総務課に置く。 2. 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第8条 この規約に定めのない事項で本会の運営に必要な事項は、協議の上決定する。

(付則)

この規約は、平成17年 9月16日から施行する。

# 協議会委員

(順不同)

関東地方整備局東京空港整備事務所 (株)日本航空インターナショナル東京空港支店 全日本空輸(株)東京空港支店 スカイマーク(株)東京空港支店 北海道国際航空(株)東京空港支店 スカイネットアジア航空(株)東京空港支店 空港施設(株) 東京空港冷暖房(株) 日本空港ビルデング(株) (株)エージーピー羽田支社 (株)ティエフケー羽田支店 (株)エーエヌエーケータリングサービス (株) 櫻商会空港事業所 東京空港交通(株)羽田営業所 京浜急行電鉄(株)羽田空港駅 東京モノレール(株)羽田空港駅 (財)空港環境整備協会東京事務所 三愛石油(株)羽田支社 マイナミ空港サービス(株)羽田事業所 (株) ENEOSフロンティア羽田営業所 (株)JALグランドサービス 国際空港事業(株) (株)JALエアテック 全日空モーターサービス(株) (株)スターフライヤー羽田空港支店 東京航空局東京空港事務所